

印鑑の登録や廃止を代理人によって手続きされる方へ

委任状の書き方

[記載見本]

代理人が印鑑登録の申請等をする場合は、たとえご家族でも必ず本人が作成した委任状が必要です（即日印鑑登録はできません）。

- ▼印鑑登録はご本人にとって重要な手続きです。
委任状に不備があると、受付できない場合もありますので、記入漏れがないようご注意ください。
※委任状を偽造して使用した場合、私文書偽造罪及び同行使罪（刑法第 159 条ほか）で刑事罰の対象になることがあります。

▼ 委任状は委任内容ごとに作成をしてください。

*委任内容

委任する内容によって、次の項目を記入してください。

（委任する内容）	（記入する語句）
印鑑登録を申請するとき……………	『印鑑登録申請のこと』
回答書をもってくるとき……………	『印鑑登録証受領のこと』
印鑑登録を廃止するとき……………	『印鑑登録廃止のこと』
印鑑登録証をなくしたとき……………	『印鑑登録証亡失のこと』
印鑑登録証の引き替えのとき……………	『印鑑登録証引き替え交付申請のこと』

委任状

	代理人	住所	北区王子本町 1-15-22-101
		氏名	北花子
	委任内容	_____のこと	
	私は、上記の者を代理人として、所定の権限を委任します。		
	〇年〇月〇日		
	委任者	住所	北区王子本町 1-15-22-303
		氏名	北太郎 <small>（署名又は記名・押印）</small>
		電話番号	△△-△△△△-△△△△ <small>（日中連絡が取れるもの）</small>